

環境影響評価手順手続の公聴会開催に伴う書類の縦覧について

山梨県環境影響評価条例に基づき、住民の皆様から環境保全の見地からの意見を聴くための公聴会を開催することとし、公聴会にて意見を述べようとする者（公述人）の募集を行うため、山梨県環境影響評価条例第35条第3項の規定により公告し、次により縦覧に供する。

令和8年9月16日

韮崎市長 内藤 久夫

- | | | |
|---|----------|-----------------------------|
| 1 | 縦覧に供する書類 | 環境影響評価準備書に係る公聴会の開催について |
| 2 | 縦覧開始日 | 令和8年9月16日から令和8年10月22日まで |
| 3 | 縦覧場所 | 韮崎市役所 市民生活課
韮崎市水神一丁目3番1号 |